課が地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関する事務を所掌することとする等を行う。(第二十五条及び第二十七条から第二十九条まで関係)

2　施行期日

この政令は、令和八年八月一日から施行する。(附則関係)

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二百三十六号）(内閣府本府)

1　沖縄振興開発金融公庫の新事業創出促進業務の資金に充てる資本金を四十四億円から四十五億円に増額する。(本則関係)

2　その他所要の規定の整理を行う。

3　この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)

◇令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二百三十七号）(内閣府本府)

1　令和六年能登半島地震による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和九年七月三十一日まで延長する。(本則関係)

2　この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)

◇金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二百三十八号）(金融庁)

1　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、犯則事件の調査の範囲を拡大する等、関係政令の規定の整備を行う。(本則関係)

2　この政令は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。(附則関係)

◇中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（政令第二百三十九号）(厚生労働省)

1　特定業種退職金共済契約に係る退職金額等の改定

⑴　退職金額の改定

別表第六に係る特定業種（建設業）に係る特定業種退職金共済契約による退職金額を、年一・五パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に改定する。(別表第六関係)

⑵　掛金納付月数の通算に用いる額の改定

被共済者が特定業種退職金共済制度間を移動し通算の申出をした場合等に、当該被共済者の掛金納付月数の通算に用いる額について、別表第九については、年一・五パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に改定する。(別表第九関係)

2　施行期日等

⑴　施行期日

この政令は、令和八年十月一日から施行する。(附則第一条関係)

⑵　退職金に関する経過措置

この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に別表第六に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者であって、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、施行日前の日に係る掛金の納付があった月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を勘案して算定するものとする。(附則第三条関係)

⑶　その他

その他所要の経過措置を定める。(附則第二条、第四条、第五条関係)

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第二百四十号）(厚生労働省)

第１　健康保険法施行令の一部改正

1　月間の高額療養費算定基準額に関する事項

⑴　月間の高額療養費算定基準額を見直す。(第四十二条第一項～第八項、第四十三条第一項関係)

⑵　月間の高額療養費算定基準額に係る所得区分を細分化する。(第四十二条第一項～第五項、第七項、第四十三条第一項関係)

2　年間の高額療養費算定基準額に関する事項

⑴　外来療養に係る年間の高額療養費算定基準額を見直す。(第四十二条第十項関係)

⑵　年間の高額療養費の算定基準額を新たに設ける。(第四十一条の三、第四十二条第十一項、第十二項、第四十三条第十二項関係)

3　その他所要の改正を行う。

第２　船員保険法施行令の一部改正

1　月間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の１に準じた改正を行う。(第九条第一項～第八項、第十条第一項関係)

2　年間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の２に準じた改正を行う。(第八条の三、第九条第十項～第十二項、第十条第十二項関係)

3　その他所要の改正を行う。

第３　国民健康保険法施行令の一部改正

1　月間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の１に準じた改正を行う。(第二十九条の三第一項～第八項、第二十九条の四第一項関係)

2　年間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の２に準じた改正を行う。(第二十九条の二の三、第二十九条の三第十一項、第十二項、第十四項、第二十九条の四第十項関係)

3　その他所要の改正を行う。

第４　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正

1　月間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の１に準じた改正を行う。(第十五条第一項～第五項、第十六条第一項関係)

2　年間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の２に準じた改正を行う。(第十四条の三、第十五条第八項～第十一項、第十六条第七項関係)

3　その他所要の改正を行う。

第５　国家公務員共済組合法施行令の一部改正

1　月間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の１に準じた改正を行う。(第十一条の三の五第一項～第八項、第十一条の三の六第一項関係)

2　年間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の２に準じた改正を行う。(第十一条の三の四の二、第十一条の三の五第十項～第十二項、第十一条の三の六第十三項関係)

3　その他所要の改正を行う。

第６　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

1　月間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の１に準じた改正を行う。(第二十三条の三の四第一項～第八項、第二十三条の三の五第一項関係)

2　年間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の２に準じた改正を行う。(第二十三条の三の三の二、第二十三条の三の四第十項～第十二項、第二十三条の三の五第十三項関係)

3　その他所要の改正を行う。

第７　私立学校教職員共済法施行令の一部改正

1　月間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の１に準じた改正を行う。(第六条関係)

2　年間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の２に準じた改正を行う。(第六条関係)

3　その他所要の改正を行う。

第８　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正

1　月間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の１に準じた改正を行う。(第十七条の六の二の二第一項～第四項、第十七条の六の三第一項関係)

2　年間の高額療養費算定基準額に関する事項について、第１の２⑵に準じた改正を行う。(第十七条の六の二、第十七条の六の二の二第六項、第十七条の六の三第七項関係)

3　その他所要の改正を行う。

第９　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正

第１の改正に伴い、災害共済給付の医療費について給付金の額を見直す。(第三条第一項第一号関係)

第10　施行期日等

1　この政令は、一部の規定を除き、令和八年八月一日から施行する。(附則第一条関係)

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行う。(附則第二条～第四十三条関係)